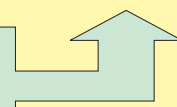


第6 荷主・元請事業者による配慮等

荷主及び運送業の元請の事業者は交通労働災害防止を考慮した適切かつ安全な運行の確保のため必要な事項について、運送事業者と協働して取り組むよう努めましょう。

- 1 荷主・元請の都合による急な貨物の増量による過積載運行を防止しましょう。
- 2 到着時間の遅延が見込まれる場合、改善基準告示等を遵守した安全運行が確保されるよう、到着時間の再設定、ルート変更等を実施しましょう。
- 3 荷主・元請は改善基準告示等に違反し安全運行が確保できない可能性が高い発注を行わないようにしましょう。
- 4 荷主・元請は積込・荷卸し作業の遅延により運送業者が予定時間に出発できない場合、到着時間の再設定等を行うとともに、荷主の敷地内で待機できるようにしましょう。

調査結果によると荷主からの要求の受容度が高い場合は交通労働災害等が発生しやすくなります。



第7 健康管理

1 健康診断の実施とその結果に基づく措置

運転者に対して健康診断を確実に実施し、保健指導等を行うとともに、所見が認められた運転者に対しては、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づき適切な就業上の措置を実施しましょう。

2 面接指導等

長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者に対しては、面接指導を実施するとともに、必要があると認められるときは労働時間の短縮等適切な措置を実施しましょう。

3 心身両面にわたる健康の保持増進

事業場における健康の保持増進措置の継続的・計画的な実施に努めましょう。

4 運転時の疲労回復

運転者に対して、走行経路の途中で適宜ストレッチング等により運転時の疲労回復に努めるよう指導しましょう。

第8 その他

1 異常気象等の際の措置

異常気象等の際には必要に応じて、走行の中止、安全な場所での一時待機等適切な指示を行いましょう。

2 自動車の点検

走行前の点検等必要な点検を行い、異常を認めた場合には直ちに補修等を行いましょう。

3 自動車に装備する安全装置等

自動車に必要な安全装置等を整備するようにしましょう。